



**なごみの郷ショートステイ利用料金表(介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護)**

	基本単位 / 日	食事料金 / 日	居住費 / 日	日常生活費・ 教養娯楽費 / 日	別料金
要支援1	529単位	1,575円	2,066円	100円	(注)参照
要支援2	656単位				
要介護1	704単位				
要介護2	772単位				
要介護3	847単位				
要介護4	918単位				
要介護5	987単位				

○ 地域区分が7級地のため、1単位10.17円で計算します。そのうち自己負担額は1割又は2割又は3割です。

○ 下記加算単位に該当する場合、上記基本単位に追加されます。

(介護予防サービス・介護サービス共通)

【加算(1日あたり)・・・いずれも該当した場合に基本単位に加算されます。】機能訓練指導体制加算12単位・個別機能訓練加算56単位・認知症行動心理症状緊急対応加算200単位・若年性認知症利用者受入加算120単位・療養食加算8単位×1～3回・認知症専門ケア加算(Ⅰ)3単位又は(Ⅱ)4単位・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)22単位又は(Ⅱ)18単位又は(Ⅲ)6単位。

【加算(1月あたり)・・・いずれも該当した場合に基本単位に加算されます。】生活機能向上連携加算(Ⅰ)100単位又は(Ⅱ)200単位、口腔連携強化加算50単位。

【送迎を行った場合】184単位 / 片道

(介護サービス・要介護のみ)

【加算(1日あたり)・・・いずれも該当した場合に基本単位に加算されます。】看護体制加算(Ⅰ)4単位又は(Ⅲ)12単位・看護体制加算(Ⅱ)8単位又は(Ⅳ)12単位又は(Ⅳ)13単位・医療連携強化加算58単位・夜勤職員配置加算(Ⅱ)18単位又は(Ⅳ)20単位・緊急短期入所受入加算90単位・在宅中重度者受入加算421単位又は417単位又は413単位又は425単位、生産性向上推進体制加算(Ⅰ)100単位又は(Ⅱ)10単位。

【該当となった場合総単位数に乘じた単位数が加算されます。(1月あたり)】

介護職員等処遇改善加算・・・総単位数に(Ⅰ)の場合14%、(Ⅱ)の場合13.6%、(Ⅲ)の場合11.3%、(Ⅳ)の場合9.0%を乘じた単位数が加算されます。

○ 日常生活費・教養娯楽費内訳(シャンプー、リンス、ボディソープ、レクリエーション費等)

○ 少数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

(注)別料金 事務管理(預り金)手数料(1500円 / 月)・おやつ代金・売店料金・行事参加代金・補助食品代金・喫茶店代金・買い物代金・本人購入希望品(口腔関連費等)・理美容料金・医療機関受診料・薬代金・電気料金(1電化製品につき30円 / 日)

負担限度額・・・世帯全員が市町村民税非課税世帯の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合、居住費・食費が軽減されます。

対象者		区分	食事料金(月額)	居住費(月額)	高 額 介 護 サ ー ビ ス 費	区分	負担の上限額(月額)
世帯全員が市町村民税非課税者	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	利用者負担第1段階	300円	880円			生活保護を受給している方等
	年金収入等の合計が80万円以下の方 (単身650万円、夫婦1,650万円以下)	利用者負担第2段階	600円	880円	世帯全員が市町村民税非課税 前年の年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等		24,600円(世帯)
	年金収入等の合計が80万円超120万円以下の方 (単身550万円、夫婦1,550万円以下)	利用者負担第3段階①	1,000円	1,370円	世帯全員が市町村民税非課税		24,600円(世帯)
	年金収入等の合計が120万円超の方 (単身500万円、夫婦1,500万円以下)	利用者負担第3段階②	1,300円	1,370円	市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満		44,400円(世帯)
市町村民税課税者	上記以外の方	利用者負担第4段階	1,575円	2,066円		課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
						課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)